

地域協働による道路等補修材料提供事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、道路等の管理における地域協働の推進を図り、地域住民が自分たちの住むまちを良好な状態に保つことを目的に、道路等の維持修繕を行う際に使用する原材料を自治会等に提供することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路等 市長が認定した市道、市が所管する道路敷地及びこれらに附帯する水路等をいう。
- (2) 自治会等 自治組織に関する規則（平成23年伊賀市規則第36号）第2条第2項に規定する自治会等、市民団体及びこれらに準ずる団体のうち営利を目的とした団体でないものをいう。
- (3) 原材料 生コンクリート、アスファルト常温合材、コンクリート2次製品、砕石その他市長が必要と認めたものをいう。
- (4) 維持修繕 道路等の構造及び機能に影響を与えないと市長が認める状態に保つための行為をいう。

(原材料の種類及び提供の限度)

第3条 原材料の種類及び提供の限度は、別表のとおりとする。

(申請)

第4条 原材料の提供を受けようとする自治会等は、道路等補修材料提供申請書（様式第1号）に別表に定める関係書類を添えて、原材料の提供を受けようとする日の14日前までに市長に申請するものとする。

(提供)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、適当であると認めるときは、予算の範囲内において原材料を提供するものとする。

- 2 市長は、自治会等と協議の上、自治会等が指定する方法により原材料を提供するものとする。

(完成報告)

第6条 自治会等は、道路等の維持修繕が完了したときは、その日から起算して14日以内

に、道路等補修材料提供完成報告書（様式第2号）に別表に定める関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（補則）

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条、第4条、第6条関係）

原材料の名称	提供の限度	関係書類	
		申請時	完成報告時
生コンクリート	数量は、毎年度当初に決定するものとする。 金額は、1自治会等に対し1年間で30万円程度を限度とする。	(1) 使用する場所の位置図 (2) 搬入箇所の位置図 (3) 着手前の写真	(1) 完了後の写真 (2) 納品伝票（写し可）
切込砕石		(1) 使用する場所の位置図 (2) 搬入箇所の位置図 (3) 着手前の写真	(1) 完了後の写真 (2) 納品伝票（写し可）
土のう袋（土砂） ビニール袋（草）		(1) 作業場所の位置図 (2) 集積箇所の位置図（回収を必要とする場合）	
アスファルト常温 合材		(1) 使用する場所の位置図 (2) 搬入箇所の位	(1) 完了後の写真

		置図 (3) 着手前の写真	
防草対策材料	資材費の合計額が 1 自治会等に対し 1年間で30万円を 限度とする。	(1) 使用する場所 の位置図 (2) 搬入箇所の位 置図 (3) 着手前の写真	(1) 完了後の写真 (2) 納品伝票(写し 可)
その他の資材(コン クリート製品、道路 用資材等)	資材費の合計額が 1 自治会等に対し 1年間で8万円を 限度とする。	(1) 使用する場所 の位置図 (2) 搬入箇所の位 置図 (3) 着手前の写真	(1) 完了後の写真 (2) 納品伝票(写し 可)